

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスが有効に機能するためには、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制および株主重視の公正で透明性のある経営システムを構築し、維持していくことが重要であると考えており、積極的なディスクロージャーを行ってまいります。

また、法令の遵守につきましては、弁護士や公認会計士等の有識者の意見を参考にするとともに、管理部門の強化および内部統制システムの整備を推進し、コンプライアンス徹底に向けた全社的な意識強化と定着に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-2】

当社は、招集通知の記載情報の正確性及び発送事務期間の確保するために発送日を法定の期限日としております。

また、当社は会社法に基づく株主総会参考書類等の電子提供措置制度を導入しておりますが、法的瑕疵防止のため、かつ株主の皆様の利便性のため、法定掲載日より前の開示とさせていただきます。

次年度より、株主の皆様の十分な検討時間を確保することができるよう、早期に開示できるよう努めてまいります。

【補充原則2-4-1】

当社は、人材の多様性が中長期的な企業価値の向上を基礎づける重要な要素であると認識しており、性別、国籍、キャリアという属性によることなく意欲と能力によって人材を登用するという方針のもと、フレックスタイム制やリモートワーク制度等、属性に関わらず各人の持つ力が最大限に発揮できるような社内環境整備、人材育成を行っています。

他方、当社は役割ベースの比較的フラットな組織体となっており管理職という概念が希薄であること、また既にその登用にあたっては属性にとらわれないものとなっていることから、属性ごとの目標値を定める予定はありません。

【補充原則4-8-2】

社外取締役は取締役会において積極的に議論に参加し、活発な意見交換を行っており、また、必要に応じて経営陣や監査等委員会と話し合いの機会を持つなど、連携が十分図れていると考えているため、筆頭独立社外取締役を置く予定はありません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は上場株式を保有しておりません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

取締役の競業取引および利益相反取引については、取締役会規程において、取締役会の決議事項としています。また、取締役及び主要株主を対象に、年度ごとに本人もしくは二親等以内の親族(所有会社とその子会社を含む)と当社間の一定金額以上の取引について調査を行っております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定拠出年金制度を採用しているため、アセットオーナーとして、年金の運用に直接関与することはございません。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
経営戦略、経営計画については取締役会にて決議し、有価証券報告書等において開示しております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「I. 1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

下記「II. 1. 【取締役報酬関係】」に記載しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会において、見識、経験、能力等の要素から取締役・経営幹部候補者として適任であるかどうかの審議を経て、取締役会が決議します。

(5)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

社外取締役候補については、個々の略歴及び選任理由を「株主総会招集通知」に記載しております。また、取締役候補の選任・指名については、「株主総会招集通知」に個人別の略歴及び選任理由を記載しております。

【補充原則3-1-3】
【補充原則5-2-1】
自社のサステナビリティについての取組みや事業ポートフォリオに関する方針等は、取締役会で決議し、有価証券報告書「第2 1 (3)経営戦略等」において記載しております。

【補充原則4-1-1】
取締役会は、取締役会規程により定められた決議事項、経営に係る重要事項について判断、決定を行っております。
取締役会で決議した職務権限規程により、重要性または金額等で基準を設けて代表取締役社長等の経営陣に権限を委任しています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性基準】
下記「II.1.【独立役員関係】」に記載しております。

【補充原則4 - 10-1】
当社の取締役会は現在6名中独立社外取締役が2名であり、過半数をみたしていません。当社は、取締役の指名及び報酬に関する重要事項決定について、独立社外取締役を主要な構成員とし、社外取締役の知見及び助言を活かし、透明性と客観性を確保する事を目的として、取締役会の諮問機関として「指名報酬委員会」を設置しております。指名報酬委員会の構成員及び活動状況については、 1 . 機関構成・組織運営等に係る事項の【任意の委員会】の欄をご確認ください。

【補充原則4-11-1】
当社取締役会は、専門知識、経験及び能力等において多様性を確保しつつ、それらのバランスが取れた構成を目指しており、当社の業容に鑑み、効果的に機能する規模となるように選任しております。
また、取締役候補の選任に際しては、過半数が社外取締役で構成される指名・報酬委員会において、総合的な観点から取締役として適任であるかどうかの審議を経て、取締役会が決議します。
現状は、社内取締役4名及び他社での経営経験を有する者を含む社外取締役2名から構成されており、当社取締役会として備えるべきスキルおよび、各取締役の専門性の詳細につきましては、別紙のスキルマトリクスをご参照ください。

【補充原則4-11-2】
取締役の兼任状況については、株主総会招集通知、有価証券報告書を通じて開示しております。なお、その兼任状況は取締役会又は監査等委員会のために必要となる時間と労力から見て合理的な範囲にあると考えています。

【補充原則4-11-3】
当社は、全取締役による自己評価を実施し、取締役会全体の実効性についての分析・評価を実施いたしました。その結果、現在の取締役会の実行性については、概ね確保されておりました。今回の自己評価の結果を踏まえて、次年度以降の運営に活かしてまいりたいと考えております。

【補充原則4-14-2】
新任取締役に期待される役割・責務を適切に果たすために新任取締役向け外部セミナーの受講の機会を提供しているほか、取締役がその役割及び責務を果たすために必要な知識を取得するための機会の提供、費用の支援を行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、管理担当取締役のもとIR部門を設置し、透明性の高い情報開示と株主との建設的な対話を心掛けております。IR活動の主な取り組みとしては、主に四半期決算の発表後などのタイミングで、面談依頼のあった株主や機関投資家と個別のミーティングや電話会議を設定し、継続的に対話をする機会を可能な限り設けております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
光通信株式会社	1,729,300	19.27
株式会社UH Partners 2	1,342,800	14.96
株式会社エスアイエル	1,281,000	14.27
株式会社UH Partners 3	1,281,000	14.27
二反田 静太郎	213,600	2.38
竹林 嘉浩	135,200	1.51
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SINGAPORE CLIENTS	130,000	1.45
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	109,300	1.22
内藤 征吾	75,900	0.85
金田真吾	71,500	0.80

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無 更新	株式会社光通信（上場:東京）（コード） 9435
------------------------	--------------------------

補足説明 更新

1. 大株主の状況などについては、2025年4月30日時点の情報となっております。
2. 当社は、自己株式を1,764,603株（提出日現在は1,778,643株）保有しておりますが、上記大株主からは除外し、割合は除外して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	4 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社と支配会社の取引については、市場実勢価格や市場金利等を勘案のうえ、合理的な判断に基づき取引条件等を公正かつ適正に決定するようにしております。また、重要な取引・行為がなされる場合は、独立社外取締役を含む取締役会に附議のうえ、少数株主が有する権利等を害することが無いよう、取引の必要性や内容の妥当性等について十分に審議し、意思決定を行うものとします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社の親会社は株式会社光通信であり、その子会社による間接保有分も含めて当社議決権の62.80％（2025年4月30日現在）を所有しております。また、光通信グループの従業員2名が当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）に就任しております。他方、現在独立性を確保するために、親会社からも独立している独立社外取締役が全取締役6名中2名就任しております。今後、ガバナンス体制の整備を行い、コーポレート・ガバナンスの充実のため、独立社外取締役の員数を増員する等の対応を検討してまいります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名
--	-----

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
市川雅彦	他の会社の出身者											
竹中由重	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
市川雅彦	○	○	――	市川雅彦氏を社外取締役候補者とした理由は、長年の上場会社管理部門におけるキャリアにより培われた組織マネジメントに関する経験、及びコンプライアンスに関する知見を、当社コーポレート・ガバナンスの強化及び監査体制に活かしていただくためです。同氏が選任された場合は、指名報酬委員会の委員長として当社の取締役候補者の選定及び役員報酬の決定に対し、独立した客観的立場で関与いただくとともに、上記理由から社外取締役として取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しております。 同氏は上記aからkのいずれにも該当せず、一般株主との利益相反がないため、独立役員に指定しております。
竹中由重	○	○	――	竹中由重氏を社外取締役候補とした理由は、同氏は弁護士として法令に関する深い知見を有しており、その専門分野の知識及び経験を活かして特に法務面において当社のコーポレート・ガバナンスの強化及び監査体制を強化いただくためです。同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当社の取締役候補者の選定及び役員報酬の決定に対し、独立した客観的立場で関与いただくとともに、上記理由から社外取締役として取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しております。 同氏は上記aからkのいずれにも該当せず、一般株主との利益相反がないため、独立役員に選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

- ・監査等委員会の職務を補助する組織を内部監査室とします。
- ・監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、執行役員等の指揮命令を受けません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は内部監査室(内部監査人1名)を設置しており、会計監査人及び監査等委員の要請に応じて必要な報告及び情報共有を行い、相互に連携を図っております。

また、監査等委員会は、監査法人からの定期的な会計監査報告などの会合による情報交換、内部監査室からの報告などの緊密な連携などを通じて、取締役の職務執行を監査しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査室の詳細は、下記「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」をご確認ください。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

取締役等の指名及び報酬に関する重要事項決定について、社外取締役の知見及び助言を活かし、透明性と客観性を確保する事を目的として、取締役会の諮問機関として「指名報酬委員会」を設置しております。

第26期事業年度において当社は指名報酬委員会を1回開催しており、個々の指名報酬委員の出席状況は次のとおりであります。

- ・市川雅彦氏 1回中1回出席
- ・柴田 亮氏 1回中1回出席
- ・竹中由重氏 1回中1回出席

指名報酬委員会における具体的な検討内容としては、取締役会からの諮問に応じ、取締役及び執行役員の選任並びに個々の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬に関する事項について審議し、取締役会に対して答申を行っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2名
-------------------------	----

その他独立役員に関する事項

当社は東京証券取引所の定める独立性判断基準と同様の判断基準とし、当該社外役員の経歴、兼職状況等、個別事情を勘案して独立役員を指定しております。
また、当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

当社では、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する報酬として、固定報酬のほかに譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。
譲渡制限付株式報酬の算定方法等の詳細については、【取締役報酬関係】「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」の項目をご確認ください。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

当事業年度における当社の取締役に対する役員報酬は以下の通りです。
・取締役(監査等委員を除く)に対する報酬総額 3名 30,407 千円(うち、社外取締役0 名 ― 千円)
内訳
金銭報酬:28,244 千円(うち、社外取締役 ―)
譲渡制限付株式報酬:2,162 千円(うち、社外取締役 ―)
・監査等委員である取締役に対する報酬総額 3名 13,200 千円(うち、社外取締役3 名 13,150 千円)
内訳
金銭報酬:13,200 千円(うち、社外取締役 13,150 千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等に関する株主総会の決議

当社は、2017年7月26日開催の第18回定時株主総会において、役員報酬については取締役(監査等委員である取締役を除く)と監査等委員である取締役を区別し、それぞれの総額を取締役(監査等委員である取締役を除く)は年額200,000千円、監査等委員である取締役は年額50,000千円以内として決議いただいております。当該株主総会終結時点の員数は、それぞれ取締役(監査等委員である取締役を除く。)が4名、監査等委員である取締役が3名です。

また、2021年7月28日開催の第22回定時株主総会において、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年額100,000千円以内、当該金銭報酬債権の全部を現物出資として給付し、これにより発行ま

たは処分される当社の普通株式の総数を年120,000株以内として決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)の員数は3名です。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容

当社は、2021年12月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

当社取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会の答申の内容を尊重して決定していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

当社の取締役(社外取締役を除く。)の報酬は、業務遂行の対価としての固定報酬、及び非金銭報酬として当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与と株主利益との連動を目的とした株式報酬によって構成され、社外取締役の報酬は業務遂行の対価としての固定報酬のみによって構成されております。

固定報酬は、在任中に月額定額で金銭報酬を支払うものとし、その算定方法は、各役員の役割責任の大きさ、他社の報酬水準を参考に作成した役員報酬テーブルに基づき決定しております。

非金銭報酬は、取締役就任後、定時株主総会後の一定の時期に当社取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資することの対価として譲渡制限付株式の形で付与するものとし、その内容は、当社取締役会が定めた譲渡制限期間中、継続して、当社取締役その他当社取締役会で定めた地位にあること(これに加えて、当社取締役会が定める一定の業績等の目標を解除条件とした場合は当該目標の達成)を条件として、譲渡制限を解除するものであります。譲渡制限付株式報酬の付与数の算定については、固定報酬額を算定の基礎とし、各役員の職責の大きさや他社の報酬水準を考慮して当社取締役会が決定した割合で乗じた金銭債権報酬額で払込みができる数とします。譲渡制限期間、解除条件については、当社の業績や経営内容、対象取締役の職責の大きさ、社会情勢等を総合的に考慮して決定いたします。

当社の取締役会は、役員報酬等の額及びその算定方法に関して客観性と透明性を高めるため、委員会の過半数を社外取締役とする指名報酬委員会に原案を諮問して答申を得るものとし、当該答申の内容に従い個別支給額を決定します。指名報酬委員会は、各役員の報酬額及び種類ごとの構成割合について、各取締役の役割責任の大きさを考慮し、同業種又は同規模他企業の報酬水準等を参考に、中長期的な企業価値向上に向けた適切なインセンティブとして機能させるという観点で、取締役会に対して答申を行っております。

役員の報酬等の額の決定過程における、取締役会及び委員会等の活動内容

当事業年度において指名報酬委員会は2024年6月において1回開催され、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の当事業年度の役員報酬について審議いたしました。

また、取締役会は当事業年度の役員報酬について以下のとおり審議・決定いたしました。

・2024年7月 取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬決定の件

監査等委員会は当事業年度の役員報酬について以下のとおり審議・決定いたしました。

・2024年7月 監査等委員である取締役の月額報酬決定の件

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役の職務を補助する担当セクションは管理部門、内部監査室となっております。当該部署は、取締役に対して取締役会等の議案内容に関する事前情報伝達のほか、業務に必要な情報の収集や資料の提供、必要に応じて個別にヒアリング等によりサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

<取締役会>

取締役会は社外取締役2名を含む6名(提出日現在)の取締役で構成され、経営に関する重要事項の審議・決定及び業務執行の監督を行う機関として、原則として毎月1回開催してまいります。

第26期事業年度において当社は取締役会を15回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。なお、2024年7月26日開催の第25回定時株主総会において、就任した取締役は、在任期間における活動状況を記載しております。

・溝上雅俊氏 15回中15回出席
・小林真人氏 15回中14回出席
・永井裕恭氏 12回中12回出席
・市川雅彦氏 15回中15回出席
・柴田 亮氏 15回中15回出席
・竹中由重氏 15回中15回出席

当社取締役会の具体的な検討内容としては、経営計画の策定、全社予算案の承認等の当社グループの経営戦略、経営方針に関する事項、人事制度の改廃等の人事・組織に関する事項、株式譲渡の承認等の株式に関する事項、その他業務提携・営業譲渡等の経営上の重要な契約の締結等、当社定款及び社内規程に定められた取締役会付議事項について審議し、決議しております。また、各事業の業務執行状況及びリスク関連等についてモニタリングを行い、状況を報告、協議しております。

<監査等委員会>

監査等委員会は、監査等委員3名で構成されております。当社の監査等委員会は、取締役会の審議及び報告事項や監査法人からの定期的な会計監査報告などの会合による情報交換、内部監査室からの報告などの緊密な連携などを通じて、取締役の職務執行を監査しております。

第26期事業年度において監査等委員会は原則月1回開催されており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

- ・市川雅彦氏 12回中12回出席
- ・柴田 亮氏 12回中12回出席
- ・竹中由重氏 12回中12回出席

監査等委員会における主な検討事項は、監査方針及び監査計画の策定、取締役の職務執行状況の監査、稟議書及び重要な契約書の監査、内部統制システムの整備・運用状況の監査、会計監査人の評価及び監査報酬の同意等であります。
常勤監査等委員は、常勤の特性を活かし、当社及び子会社の取締役及び従業員との意思疎通、重要書類の閲覧、コンプライアンス委員会への出席を通じて監査を実施しております。

<責任限定契約>
当社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款規定を設けており、当社は各非業務執行取締役との間に、かかる契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

<内部監査室>
当社は、会社の財産の保全及び経営効率の向上に資することを目的として各部署の所管業務が法令、定款、社内諸規程及び諸取扱要領に従い、適正かつ有効に運用が実施されていることを調査するために社長直轄の部署として内部監査室(内部監査人1名)を設置しております。内部監査は、各部署に対して年1回以上業務監査が行えるようにスケジュールを組み実施しております。
監査結果については、社長、監査等委員会及び取締役会へ定期的に報告し、各部署に対しては適切な指導を行っております。
また、会計監査人及び監査等委員の要請に応じて必要な報告及び情報共有を行い、相互に連携を図っております。

<コンプライアンス委員会>
内部統制システム構築の基本方針に基づいてその体制を構築しコンプライアンス・プログラムにて運用を図っております。
代表取締役の諮問機関としての役割を担うコンプライアンス委員会は、定期的に開催されコンプライアンスに関する重要事項の報告・協議・決議が行われます。

<指名報酬委員会>
指名報酬委員会は取締役会の諮問機関として、その過半数が社外取締役で構成され、取締役及び執行役員の選任及び報酬について審議し、その透明性及び客観性を確保してまいります。
指名報酬委員会の詳細は上記「任意の委員会」をご確認ください。

<会計監査>
会計監査については、太陽有限責任監査法人と監査契約を結んでおります。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係がなく、かつ同監査法人は業務執行社員について当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

a.監査法人の名称
太陽有限責任監査法人

b.継続監査期間
2022年以降

c.業務を執行した公認会計士の氏名、継続関与年数
指定有限責任社員 業務執行社員 小松 亮一
指定有限責任社員 業務執行社員 清水 幸樹
なお、継続関与年数は全員7年以内であるため、記載を省略しております。

d.監査業務に係る補助者の構成
公認会計士14名、その他19名

<弁護士>
当社は顧問弁護士との顧問契約に基づき、法律全般および重要な法務的課題については随時相談を行い、必要な検討およびアドバイスを受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、委員の過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで取締役会の監督機能を高め、コーポレート・ガバナンス体制を一層強化し、更なる企業価値の向上を図るため、2017年7月26日開催の第18回定時株主総会における承認をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。また、取締役会の諮問機関として、取締役及び執行役員の選任及び報酬について審議することを目的とした任意の指名報酬委員会を設置することで、経営の透明性・公正性・迅速性の向上を図ってまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は4月が決算月のため、集中日とは異なる日に定時株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	株主の利便性を考慮し、電磁的方法による議決権行使の取組みを始めました。

議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	電磁的方法による議決権行使の取り組みとあわせて、2021年7月の株主総会より実施を始めました。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページにおいて招集通知を掲載し、議決権行使の円滑化を図っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ「IR」のコーナーに、決算短信、決算説明資料、招集通知、決議通知、有価証券報告書、その他適時開示資料等を掲載しております。また、英文IRサイトでも英訳した開示資料を掲載し、海外投資家向け情報開示も行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部門において専任の担当者を配置しております。	
その他	コーポレートサイトからのお問い合わせや証券会社経由など、国内外の機関投資家からIRミーティングの申込があった場合は、積極的にお受けして当社グループの業況説明を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、各種ステークホルダーの立場を尊重し、国内外の法令・国際ルールの遵守および企業倫理に沿った会社として取り組んでいくために「企業行動憲章」を定め、これに基づいた企業行動ガイドラインの制定、コンプライアンス教育の実施等の取り組みを行っております。
その他	当社では様々なバックグラウンドを持った人材が継続的に活躍できるよう、多様な働き方を支援する職場環境づくりを積極的に推進しております。 出産や子育て等、ライフステージの変化においても社員が活躍できるよう、産前産後・育児休暇中のサポート、子の看護休暇、短時間勤務制度の導入、リモートワーク制度の導入等、様々な取り組みを実施してまいりました。 2014年3月には厚生労働省より次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主に認定され、次世代認定マーク「くるみん」を取得しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

- 当社グループの取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - (1)当社は、当社グループの取締役及び使用人が、法令、定款及び社会倫理規範に適合することを確保するため、企業理念、企業行動憲章及び諸規程・マニュアルを制定の上コンプライアンス管理体制を整備し、横断的な統括としてコンプライアンス管理責任者を任命してコンプライアンス・プログラムを運用、その結果については、代表取締役、コンプライアンス管理責任者等をメンバーとし、監査等委員等をオブザーバーとするコンプライアンス委員会を開催し(当年度は4回)、運用の確認と問題があればその対応策について協議しております。また、コンプライアンス教育・研修等を毎年実施してコンプライアンスを周知徹底し、その維持・強化を図っております。
 - (2)当社グループの違反行為を直接通報できる倫理ヘルプラインを設置・運営しております。
 - (3)当社は、代表取締役直轄の内部監査室を設置し当社グループの内部統制の監査を行っております。

2. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

当社は、文書保存管理規程その他関連規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的記録媒体に記録・保存し管理しており、当社の取締役及び監査等委員は、常時、これらの文書を閲覧できます。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社グループの業務執行に係るリスクに関して、各関係部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、当社のコンプライアンス管理責任者がリスク管理責任者として、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理しております。
- (2)当社グループの経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、当社代表取締役を本部長とした対策本部を設置し、当社グループの損失を最小限に抑えるとともに早期の原状回復に努めております。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社グループの取締役会において、経営資源の配分を決定し、年度予算等により具体的な経営目標を定め、その経営目標の達成状況につき定期的に検証することにより、業務の効率化を図っております。
- (2) 当社グループは、定例の取締役会を原則として月1回開催し、経営の基本方針及び重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の報告等を行っております。
- (3) 当社グループの業務執行に当たっては、職務分掌規程及び職務権限規程において各人の責任と権限を定めております。
5. 当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社は、当社グループ関係会社管理規程を定め、コンプライアンス行動憲章並びにコンプライアンス・プログラムを共通のものとした内部統制を構築し、情報の共用化、指示・要請の効率的な伝達を図り営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社への定期的な報告を義務付けております。
- (2) 当社取締役及びグループ各社の社長は、各部門の業務執行の適正性を確保するための内部統制の確立と運用に関する権限と責任を有しております。
- (3) 当社の内部監査室は、当社グループ各社の内部監査を実施し、その結果を当社監査等委員会、各部門及びグループ各社の責任者に報告するとともに、必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行っております。
6. 財務報告に係る内部統制に関する体制
- (1) 当社は、信頼性のある財務報告を作成することが極めて重要であることを認識し、財務報告の信頼性及び実効性を確保するためあらゆる機会を捉えて周知徹底を図っております。
- (2) 財務報告の作成過程においては虚偽記載及び誤謬等が生じないようにIT統制を含め実効性のある統制環境体制を構築し運用しております。
7. 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の当社取締役からの独立性に関する事項
- (1) 監査等委員会の職務を補助する組織を内部監査室としております。
- (2) 監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役及び他の使用人の指揮命令は受けず、監査等委員会の監査業務をサポートしております。
- (3) 当社は、内部規程において、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する監査等委員会の指揮命令権、及び、当該使用人の社内処分に対する同意権を明記しております。
8. 当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- (1) 当社グループの取締役は、取締役会及びその他重要会議にて、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、重大な法令・定款違反等、コンプライアンス上重要な事項を報告しております。
- (2) 当社グループの使用人は前項に関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告しております。
- (3) 当社は、監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底しております。
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査等委員会は、いつでも必要に応じて当社グループ取締役及び使用人に対する個別のヒアリング等を実施するとともに、当社代表取締役、内部監査室及び監査法人それぞれとの間で定期的な会合・意見交換会を開催しております。
- (2) 監査等委員会が職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、監査等委員会の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、速やかに費用の支払いを行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との一切の取引を許さない業務運営を図ることが、企業の社会的責任であることを十分に認識し、反社会的勢力とのあらゆる関係を遮断し、社会的正義を实践すべく毅然とした態度で臨んでいくという基本方針を「企業行動憲章」「企業行動ガイドライン」に明文化しております。役員、従業員がその基本方針を順守するようコンプライアンスマニュアルを整備し、入社時、年次でのコンプライアンス教育において周知しております。

また、社内に対応統括部署を設け、平素から、外部の専門機関等から情報収集を行うとともに、不測の事態に備え、関係行政機関や顧問弁護士、その他外部専門機関と緊密に連携し、速やかに対処できる体制を構築しております。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社の取締役会は、当社株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案が行われる場合において、その受入れの可否は最終的には株主の皆様のご判断に委ねるべきものと認識しております。また、経営支配権の異動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得や買収提案の中には、その目的等からみて対象企業の企業価値や株主共同の利益を損なうおそれのあるものも見受けられ、そのような株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案は不適切であると当社は考えます。

現在のところ、当社としては買収防衛策等の具体的な取組みをあらかじめ定めるものではありません。

ただし、株主から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案に際しては、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じてまいります。

具体的には、株式大量取得者との交渉や社外の専門家を交えての当該買収提案の評価を行い、当該買付行為（又は買収提案）が当社の企業価値および株主共同の利益に資さない場合には、当社は具体的な対抗措置の要否及びその内容等を速やかに決定し、対抗措置を実行する体制を整えます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示にかかる社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 適時開示にあたっての基本方針

当社では、株主・投資家の皆様に適時に正確かつ公平な情報提供を行うため、東京証券取引所の定める適時開示に関する規則を遵守し、会社情報ならびにその他の重要な情報を迅速に公開するほか、当社への理解を深めていただくための有効な情報につきましても積極的に開示しております。

2. 当社グループの適時開示にかかる社内体制

当社では、インサイダー取引の未然防止を目的として「内部者取引管理規程」を制定しており、この規程に基づいた内部情報の把握・管理を行っております。

また、各部門及びグループ会社の責任者は、情報取扱責任者である管理部門担当取締役と連携して内部情報の管理・徹底を行うとともに、従業員に対して内部情報の重要性を認識・浸透させる責務を負っております。

重要事実、情報取扱責任者が当該部門及びグループ会社の責任者、管理部門(IR・法務)と協議し、必要に応じて関連部門や弁護士等に確認のうえ、適時開示に関する規則に照らして、開示の要否及び開示の内容や方法を検討します。開示が必要と判断された重要事実のうち、決定事実及び決算情報については、原則として取締役会において審議し、決定された後、情報取扱責任者またはその指示を受けた管理部門の担当者が速やかに開示手続きを行います。

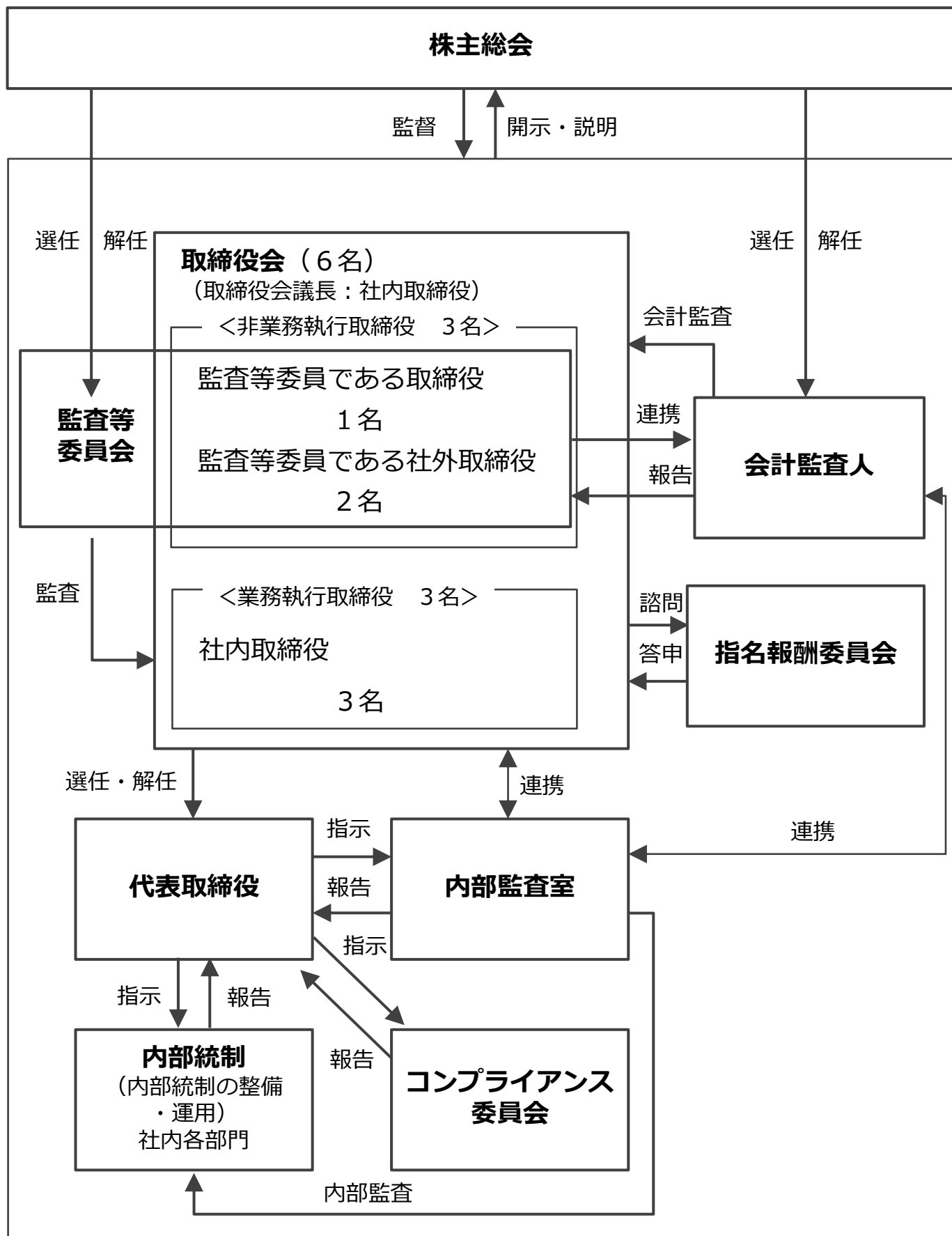
3. 適時開示にかかる社内体制の監査

当社では、監査等委員会による監査のほか、代表取締役直轄機関である内部監査室が内部監査を実施しています。

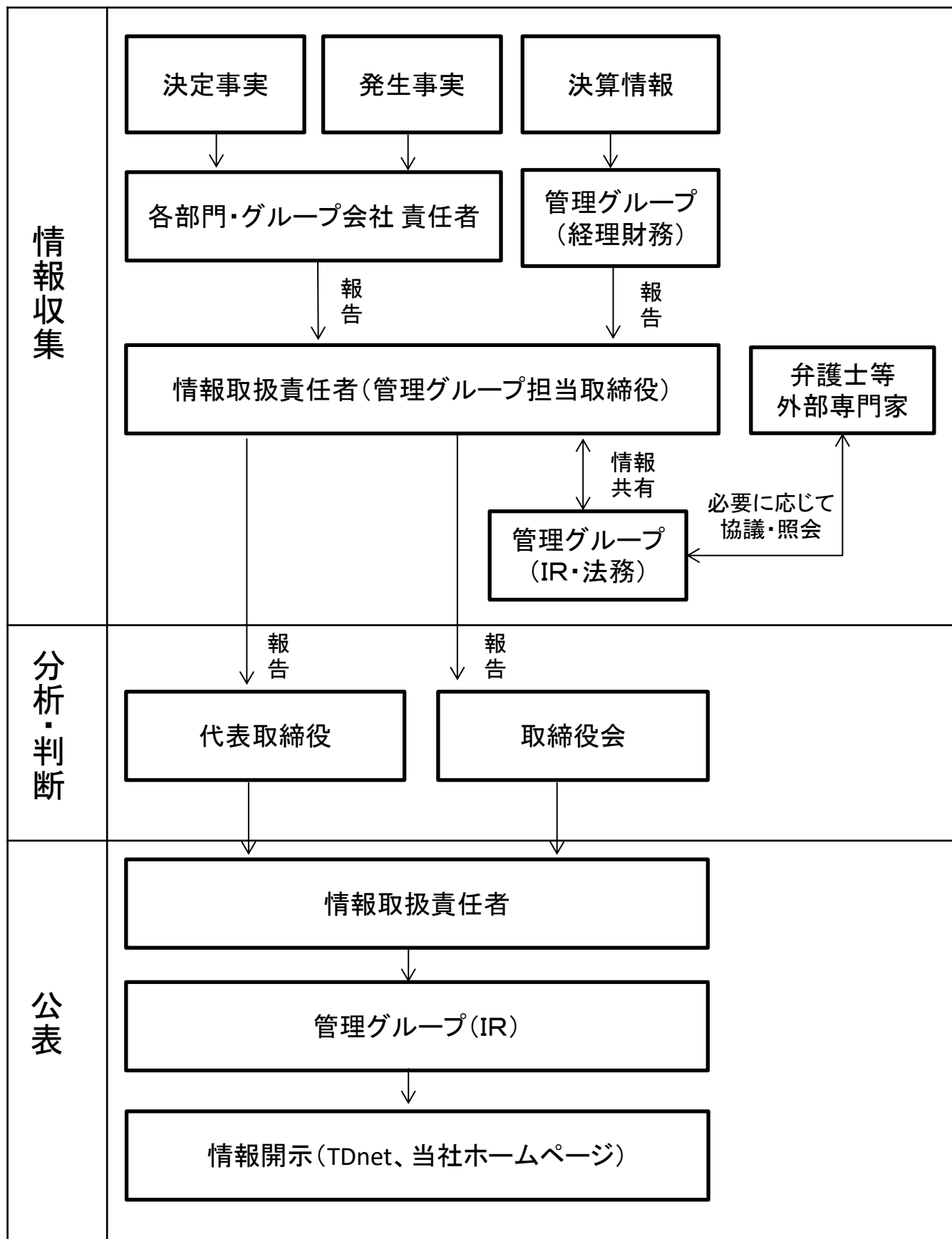
適時開示情報のうち決算情報については、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度の取り組みを通じて適時開示体制の充実を図っております。

また、常勤監査等委員を中心とする監査等委員会が、取締役会等への出席の他、各部門、グループ会社の責任者から情報収集を行うことにより、上記管理体制が適正に機能しているかについて、監査を行っています。

<コーポレート・ガバナンス体制>



<適時開示体制>



<株式会社ザッパラス スキルマトリクス>

氏名		専門性・属性						
		独立社外取締役	企業経営	財務・会計・ファイナンス	法務・リスクマネジメント	業界経験	国際ビジネス	マーケティング
取締役	溝上 雅俊		●			●		●
	永井 裕恭			●				
	大田 太佳生			●		●		
監査等委員である取締役	市川 雅彦	●	●		●	●		
	柴田 亮			●	●			
	竹中 由重	●			●			